報酬・ペイアウト規約

Reward and Payout Terms

報酬・ペイアウト規約（以下「本規約」といいます。）は、RI-NN X CORPORATION（パナマ共和国法人。以下「当社」といいます。）が提供する Ri-Nn Mining に関連して、利用者に発生する契約上の報酬債権及びその支払方法を定めるものです。利用者は、Ri-Nn Node の購入、受取方法の選択、報酬算定対象期間への参加又はペイアウト申請を行うことにより、本規約に同意したものとみなされます。

第 1 条（適用及び他の規約との関係）

1. 本規約は、当社が提供する Ri-Nn Mining に関連する報酬の発生、算定、確定、累積、支払、保留、失効その他一切の取扱いに適用されます。

2. Ri-Nn Mining サービス利用規約、Ri-Nn Node 製品売買規約、データセンター利用特約、プライバシーポリシー及び個別条件は、本規約と一体として適用されます。

3. 本規約と個別条件が抵触する場合、個別条件が優先します。ただし、利用者保護その他の強行法規に反する場合を除きます。

第 2 条（定義）

本規約において、次の用語は以下の意味を有します。

（1）「利用者」：Ri-Nn Mining を利用し、報酬を受ける契約上の地位を有する個人、法人又はその他の団体をいいます。

（2）「対象 Node」：報酬算定の対象として当社が登録・承認した Ri-Nn Node、その他の対象製品をいいます。

（3）「報酬算定期間」：報酬を算定するために当社が定める日次、月次その他の期間をいいます。

（4）「受取方法」：JPY、BTC、RIN その他当社が提示する法定通貨又は暗号資産による履行方法をいいます。

（5）「確定報酬」：本規約及び当社所定の算定方法に従い、対象となる通貨、数量又は金額が確定した報酬債権をいいます。

（6）「ペイアウト」：確定報酬について、当社又は当社の委託先が利用者指定のウォレット又は銀行口座へ支払うことをいいます。

（7）「プール資産」：マイニングプール、ウォレット、取引所口座その他当社が管理する場所に蓄積又は保有する暗号資産その他の資産をいいます。

第 3 条（プール資産の帰属）

1. プール資産は、受領時から支払時まで一貫して当社の自己資産として管理されます。

2. 利用者は、プール資産自体について、所有権、共有持分、受益権、返還請求権、信託受益権その他の物権的又は準物権的権利を取得しません。

3. 利用者に発生する権利は、本規約に基づき算定及び確定された報酬の支払いを受ける契約上の債権に限られます。

4. 本サービス上の「残高」「報酬」「推定額」その他の表示は、確定報酬と明示されたものを除き、プール資産の分別管理又は利用者への所有権移転を意味しません。

第 4 条（報酬債権の発生）

1. 報酬債権は、対象 Node の稼働、当社が認識した有効なシェア、稼働時間、対象ネットワーク、当社所定の係数その他当社が定める条件に基づき発生します。

2. 報酬債権は、対象 Node 又はマイニングプールが特定のブロック報酬、トランザクション手数料その他の暗号資産を現実に受領したことのみを理由として直ちに発生するものではありません。

3. 当社は、機器状態、ネットワーク状況、不正シェア、重複計上、計測障害、第三者データの訂正その他合理的な理由により、未確定の報酬表示を修正できます。

4. 元本、最低報酬額、利回り、稼働率、特定通貨の価格又は投資回収期間は保証されません。

第 5 条（受取方法の選択）

1. 利用者は、対象製品の購入時又は各報酬算定期間の開始前までに、当社が提示する受取方法から一つを選択します。

2. 当社は、受取方法ごとに、選択期限、適用開始日、算定単位、価格情報源、換算時点、最低支払額、手数料その他の条件を表示します。

3. 利用者が所定の期限までに受取方法を選択しない場合、当社は、購入時の選択、直前の報酬算定期間に適用された受取方法又は当社が指定する初期設定を適用できます。

4. 受取方法の変更は、変更後に開始する報酬算定期間にのみ適用され、既に開始した期間又は確定報酬には適用されません。

第 6 条（選択した通貨による報酬債権）

1. 利用者が選択した受取方法に応じて、当該報酬算定期間に係る報酬債権の通貨、単位及び算定方法が定まります。

2. JPY を選択した場合、利用者には、当社所定の算定式及び換算方法により算出された円建て報酬債権が発生します。利用者は、当該報酬に対応する暗号資産の所有権を取得しません。

3. BTC、ETH、RIN その他の暗号資産を選択した場合、利用者には、当社所定の算定式により算出された当該暗号資産建ての報酬債権が発生します。

4. 当社は、利用者から暗号資産の売買、交換、媒介、取次ぎ又は代理の注文を受けるものではなく、選択された受取方法に従い当社自身の契約債務を履行します。

第 7 条（報酬の算定）

1. 報酬の算定には、対象 Node ごとの有効シェア、稼働実績、対象期間、対象通貨の参照数量、ネットワーク状況、プール手数料、当社所定のサービス係数その他表示された要素を用います。

2. 算定式、係数又はデータ取得方法は、対象製品、稼働方法、対象ネットワーク、受取方法又は個別条件により異なることがあります。

3. 当社は、二重計上、異常値、システム障害、不正行為、第三者情報源の訂正その他の合理的な理由がある場合、確定前の算定結果を修正できます。

4. 端数は、当社が通貨ごとに定める小数点以下の桁数で切捨て、四捨五入又は次回へ繰越します。具体的な処理方法は管理画面又は個別条件に表示します。

第 8 条（JPY 建て報酬の換算）

1. JPY 建て報酬を算定する場合、当社は、BTC、ETH その他当社が指定する参照暗号資産の数量又は価値を基礎として円換算を行うことがあります。

2. 価格情報源は、当社が指定する取引所、価格指数、情報提供事業者又は複数情報源の合理的な組合せとします。

3. 換算時点は、報酬算定期間の終了時、当社が指定する基準時刻、約定時刻、一定期間の平均価格その他当社が事前に表示する時点又は方法とします。

4. 価格情報源の停止、異常値、流動性不足その他やむを得ない事情がある場合、当社は合理的な代替情報源又は算定方法を用いることができます。

5. JPY 建て報酬が確定した後の暗号資産価格又は為替の変動は、確定報酬額に影響しません。

第 9 条（報酬の確定及び変更不可）

1. 当社は、報酬算定期間終了後、必要な集計、検証、不正検知及び調整を行い、当社所定の時点で報酬を確定します。

2. 確定報酬の通貨、数量又は金額は、明白な計算誤り、システム障害、不正行為その他合理的な訂正理由がある場合を除き変更されません。

3. 利用者は、確定報酬を他の法定通貨又は暗号資産へ変更できません。JPY 建てで確定した報酬を暗号資産で受け取ること、又は暗号資産建てで確定した報酬を JPY その他の通貨で受け取ることはできません。

4. 確定前の表示は参考値であり、確定報酬を構成しません。

第 10 条（ペイアウト条件）

1. ペイアウトは、確定報酬が通貨ごとの最低支払額以上となり、本人確認、支払先登録その他当社所定の条件を満たした場合に行われます。

2. 当社は、月次、週次、利用者の申請時その他通貨ごとに定める頻度でペイアウトを実施します。

3. 最低支払額に満たない確定報酬は、次回以降へ繰り越されます。

4. 法令、制裁、セキュリティ、第三者サービスの停止、流動性不足その他やむを得ない事情がある場合、当社はペイアウトの時期を合理的な範囲で延期できます。

第 11 条（暗号資産によるペイアウト）

1. 暗号資産によるペイアウトは、当社が利用者の登録ウォレットアドレスへ当該暗号資産を送信することにより行います。

2. 利用者は、対応ネットワーク、ウォレットアドレス、メモ、タグその他必要情報を正確に登録し、自己の管理権限を有するウォレットのみを指定します。

3. 利用者が誤ったアドレス、非対応ネットワーク、第三者ウォレットその他不適切な送付先を指定したことにより生じた損失について、当社は、当社の故意又は重大な過失がある場合を除き責任を負いません。

4. ブロックチェーン上で当社の送信取引が有効に記録された時点で、当該金額又は数量の範囲において当社の報酬支払債務は履行されたものとします。

第 12 条（JPY によるペイアウト）

1. JPY 建て確定報酬の債務者は当社です。

2. 当社は、Ri-Nn 株式会社その他当社が指定する日本国内の業務受託者に、JPY 建て確定報酬の支払事務を委託できます。

3. 業務受託者による支払いは、当社のために行われる第三者弁済又は履行補助として取り扱われ、業務受託者が利用者に対する独立した報酬債務を引き受けるものではありません。

4. 当社又は業務受託者が、利用者の登録銀行口座へ正しい金額を振り込んだ時点で、その範囲において当社の報酬支払債務は消滅します。

5. 利用者は、自己名義又は当社が承認した名義の日本国内銀行口座を登録し、口座情報を正確かつ最新に維持します。

第 13 条（支払資金及び業務受託者）

1. 当社は、JPY 建て報酬の支払事務に必要な資金として、自己保有の ETH その他の自己資産を Ri-Nn 株式会社その他の業務受託者へ移転できます。

2. 当該資産の所有権は、当社と業務受託者との契約に従い業務受託者へ移転し、業務受託者は自己資産として売却又は円転した上で、当社の支払指図に従い利用者へ振り込みます。

3. 前項は、利用者が当該 ETH その他の資産を所有し、又は業務受託者に暗号資産の売却若しくは交換を委託することを意味しません。

4. 当社は、利用者ごとの支払額、受取人情報、支払期限その他必要事項を記載した支払明細又は支払指図を業務受託者へ提供します。

第 14 条（手数料及び控除）

1. ペイアウトに伴うブロックチェーンネットワーク手数料、銀行振込手数料、取引所手数料、円転費用その他の費用は、管理画面、注文画面又は個別条件に表示する方法に従い、利用者又は当社が負担します。

2. 利用者負担とされる費用は、法令上許される範囲で確定報酬から控除できます。

3. 利用者が受領する実額は、表示された確定報酬から利用者負担の費用、源泉徴収その他法令上必要な控除を差し引いた額又は数量となることがあります。

第 15 条（税金）

1. 報酬の受領、保有、売却、交換その他に伴う所得税、法人税、消費税、相続税その他の税務上の取扱いは、利用者の居住地、属性及び取引状況により異なります。

2. 利用者は、自己の責任で税務申告及び納付を行い、必要に応じて税理士その他の専門家へ相談します。

3. 当社又は業務受託者に源泉徴収、情報報告その他の法的義務がある場合、当社は必要な控除、報告及び情報取得を行うことができます。

第 16 条（本人確認、AML 及び制裁対応）

1. 当社は、本人確認、法人確認、実質的支配者確認、制裁対象者確認、資金源又は取引目的の確認その他必要な審査を行うことができます。

2. 利用者が必要資料を提出しない場合、又はマネーロンダリング、テロ資金供与、詐欺、制裁回避その他の疑いがある場合、当社は報酬の確定又はペイアウトを保留、拒否又は停止できます。

3. 法令又は政府機関、金融機関、取引所その他の要請により、当社が理由を開示できない場合があります。

第 17 条（ペイアウトの保留及び相殺）

1. 当社は、アカウントの不正利用、重複計上、システム障害、チャージバック、利用料金未払い、規約違反、権利帰属の争いその他合理的な理由がある場合、調査が完了するまでペイアウトを保留できます。

2. 利用者が当社に対して支払期日の到来した債務を負う場合、当社は、法令上許される範囲で、当該債務と確定報酬を相殺できます。

3. 保留原因が解消した場合、当社は合理的な期間内にペイアウト又は必要な調整を行います。

第 18 条（誤送金及び組戻し）

1. 当社又は業務受託者の操作上の過失により誤った送付先又は金額で支払いが行われた場合、当社は合理的な範囲で再送、組戻し、回収その他の是正措置を講じます。

2. 利用者の誤入力、口座解約、名義不一致、ウォレット管理不備その他利用者側の事情により支払いが完了しない場合、再送又は組戻しに要する費用は利用者の負担とすることがあります。

3. 過大払いが判明した場合、利用者は、当社の請求に従い過大額を返還し、当社は将来の確定報酬から控除できます。

第 19 条（未使用資金及び残余資金）

1. JPY 支払事務のため業務受託者へ移転された資産又は円資金のうち、振込不能、端数、費用差額その他により当該支払期間に使用されなかったものは、当社と業務受託者との契約に従い、次回支払へ充当、当社へ返還又は業務受託者の運転資金として精算されます。

2. 利用者は、前項の未使用資金について個別の所有権又は返還請求権を取得しません。利用者の権利は、自己の確定報酬債権に限られます。

第 20 条（価格変動及び第三者リスク）

1. JPY 建て報酬が確定した後、当社又は業務受託者が保有する ETH その他の資産に生じる価格変動損益は、当社又は業務受託者の負担又は利益とし、利用者の確定報酬額を変更しません。

2. 暗号資産建て報酬について、確定後に当該暗号資産の法定通貨換算価値が変動しても、当社は補償しません。

3. ブロックチェーン、取引所、銀行、決済事業者、価格情報提供者その他第三者の障害又は停止により、算定又は支払いが遅延することがあります。

第 21 条（取扱通貨及び条件の変更）

1. 当社は、法令、流動性、セキュリティ、技術、取引所又は銀行の対応状況その他合理的な理由により、将来の報酬算定期間に適用される受取方法、対象通貨、価格情報源、最低支払額、手数料又は支払頻度を変更できます。

2. 重要な変更については、当社は適用開始前に管理画面、電子メールその他適切な方法で通知します。

3. 既に確定した報酬については、法令上又は技術上履行不能となった場合を除き、確定時の受取方法を維持します。履行不能の場合、当社は利用者と協議し、合理的な代替方法を提示します。

第 22 条（休眠、失効及び契約終了時の取扱い）

1. アカウントが長期間利用されていない場合でも、確定報酬は、法令、時効、最低支払額及び本条の定めに従い取り扱われます。

2. 当社は、長期間連絡不能、本人確認未了、送付先未登録その他の理由で支払い不能となっている確定報酬について、利用者へ相当期間を定めて手続を求めることができます。

3. 契約終了時、当社は、利用者が必要な確認及び送付先登録を完了した後、最低支払額、手数料及び法令上の制限に従い残存する確定報酬を精算します。

4. 時効、休眠財産、供託その他の法令が適用される場合、当社は当該法令に従います。

第 23 条（表示及び記録）

1. 当社は、報酬算定期間、受取方法、推定報酬、確定報酬、ペイアウト履歴、手数料その他の情報を管理画面等に表示します。

2. 当社のシステム記録、ブロックチェーン記録、銀行振込記録及び業務受託者の記録は、明白な誤りがない限り、報酬及び支払いに関する合理的な証拠として取り扱われます。

3. 利用者は、表示内容に疑義がある場合、当社所定の期間内に異議を申し出ます。

第 24 条（非保証及び責任制限）

1. 当社は、特定の報酬額、利回り、価格、稼働率、支払時期又は法定通貨換算価値を保証しません。

2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により通常かつ直接生じた損害に限り責任を負い、逸失利益、価格変動損失、機会損失その他の間接損害又は特別損害について責任を負いません。ただし、法令上制限できない場合を除きます。

3. 当社の責任総額は、当該紛争の対象となる報酬算定期間に係る確定報酬額を上限とします。ただし、当社の故意又は重大な過失、生命又は身体に対する損害その他法令上制限できない責任を除きます。

4. 利用者が消費者契約法その他の強行法規により保護される場合、本条は当該法令に反しない範囲で適用されます。

第 25 条（本規約の変更）

1. 当社は、法令改正、サービス内容、取扱通貨、技術、セキュリティ又は事業上の必要性その他合理的な理由により、本規約を変更できます。

2. 重要な変更を行う場合、当社は変更内容及び効力発生日を相当期間前に通知します。

3. 報酬算定期間開始後の変更は、利用者に不利益となる場合、法令対応その他やむを得ない場合を除き、原則として次回以降の期間に適用します。

第 26 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約及び報酬・ペイアウトに関する法律関係は、日本法を準拠法とします。ただし、当社の法人内部事項その他パナマ共和国法が強行的に適用される事項を除きます。

2. 本規約に関して紛争が生じた場合、当社と利用者は誠実に協議します。

3. 協議で解決しない場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、消費者に適用される強行法規により別の裁判所が認められる場合を除きます。

改訂履歴

版	日付	概要
1.0	2026 年 4 月 1 日	初版